

環境にやさしい農業拡大推進事業（有機エコ農産物の流通・販路拡大支援事業）  
首都圏における有機栽培米販売促進業務の公募型コンペ募集要領

1 目的

米の消費量は一貫して減少傾向にあり、特に、本県の有機栽培米は根強い風評の影響により、県外での販売不振が続いている。

このため、首都圏等の米穀小売店等に対する福島県産有機栽培米の産地見学会の開催や有機栽培米生産者の商談会への出展等を通じて、さらなる販売促進を図るため、公募型コンペ方式により業務委託者を募集する。

2 仕様

(1) 委託事業名

環境にやさしい農業拡大推進事業（有機エコ農産物の流通・販路拡大支援事業）

(2) 予算額

2,538,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

(3) 業務の内容

福島県産有機栽培米の生産状況や流通状況を踏まえ、効果的かつ戦略的に以下の事業を実施する。

ア 有機栽培米産地見学会の開催

イ 商談会の開催（出展を含む）

(4) 委託契約期間

契約の日から平成31年3月29日（金）まで

3 企画提案書

以下の「提案1」から「提案3」までを記載した企画提案書を募集する。

なお、その提出に関しては7-(3)のとおりとする。

提案1：福島県産有機栽培米の販売促進の考え方について

福島県産有機栽培米の流通・販売・消費等の現状把握をし、今後の販売促進の方向性について示す。

提案2：各事業の取り組みについて

2の(3)のア及びイの事業項目について、別紙1に基づいた提案を行う。

提案3：積算見積書

2の(3)の仕様書における業務の内容ごとにそれぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載する。（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費、電波料、掲載料、製作費等）

4 業務委託予定者の選定

(1) 選定方法

公募型コンペによる書面審査

提案者を公募し、対象業務に係る具体的な企画提案等に関する企画提案書の提出を受け、企画提案書を審査会において書面審査を行い、最も適した企画提案並びに業務委託予定者を選定する。

(2) 審査基準及び配点

	審査項目	配点	評価基準
1	福島県産有機栽培米の販売促進の考え方	20点	福島県産有機栽培米の流通・販売・消費等の現状把握、本事業に関する理解度、的確性、実現性など
2	事業の取組内容 ア 有機栽培米産地見学会の開催 イ 商談会の開催（出展を含む）	60点	業務運営手法、関係企業・団体との連携、対象の明確化、履行の確実性など
3	予算額の妥当性	20点	適正かつ効率的な予算計画など

5 公募要領等の入手方法

公募要領及び参加表明書等の様式については、福島県農業総合センターホームページからダウンロードして入手する。なお、窓口及び郵送等での配布は行わない。

6 説明会の開催

(1) 日時 平成30年6月1日（金） 午後1時30分から

(2) 場所 福島県農業総合センター 3階ゼミ会議室

(3) 資料等

本募集要領、関係様式等一式を、上記5に記載したホームページからダウンロードの上、プリントアウトして持参する。

※説明会場では、これら資料の配布は行わない。

(4) 申込方法

説明会参加申込書（様式第1号）に、会社名、参加人数、参加者職・氏名、連絡先を記載し、電子メール又はFAXで申し込む。なお、電子メール又はFAXによる送信後は、電話にて下記の担当まで、着信の確認をする。参加人数は1事業者3名以内とする。

(5) 申込期限

平成30年5月30日（水） 午後3時まで

(6) 申込先

〒963-0531 福島県郡山市日和田町高倉字下中道 116  
福島県農業総合センター有機農業推進室（担当 穴澤）  
TEL：024-958-1711 FAX：024-958-1730  
E-mail：yuuki\_otasuke\_soudan@pref.fukushima.lg.jp

## 7 参加申込み及び企画提案書の提出等

### (1) 参加申込

#### ア 提出書類

①参加表明書（様式第2号）

②会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）

#### イ 提出期限

平成30年6月5日（火） 午後5時まで

#### ウ 提出方法

郵送、持参、電子メール又はFAXによる送信

※電子メール又はFAXによる送信後は、電話にて着信の確認をする。

### (2) 質問書

#### ア 提出書類

質問書（様式第3号）

#### イ 提出期限

平成30年6月5日（火） 午後5時まで

#### ウ 提出方法

郵送、持参、電子メール又はFAXによる送信

※電子メール又はFAXによる送信後は、電話にて着信の確認をする。

#### エ 回答方法

参加表明書により参加の意思を示した者に対し、提出されたすべての質問及び回答を6月12日（火）午後5時までに電子メールにて送信する。

### (3) 企画提案書

#### ア 提出書類

企画提案書（様式第4号）

#### イ 提出期限

平成30年6月22日（金） 午後3時まで

#### ウ 提出方法

郵送又は持参

※電子メール又はFAXによる送信は受け付けない。

## 8 審査

(1) 審査方法

別に定める要領により設置する審査会において、書面審査により業務委託予定者及び次点者を決定する。

(2) 審査結果の通知

企画提案書を提出したコンペ参加者に対して、平成30年7月2日（月）までに書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

9 主なスケジュール

時期	時間	内容
平成30年5月18日（金）		募集要領のホームページによる公表
平成30年5月30日（水）	午後3時まで	説明会の申込期限
平成30年6月1日（金）	午後1時30分	説明会
平成30年6月5日（火）	午後5時まで	参加表明書の申込期限
平成30年6月5日（火）	午後5時まで	質問書の提出期限
平成30年6月12日（火）	午後5時まで	質問書の回答
平成30年6月22日（金）	午後3時まで	企画提案書等の提出期限
平成30年7月2日（月）		審査（書面審査）結果通知
平成30年7月〔予定〕		契約締結

10 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒963-0531 福島県郡山市日和田町高倉字下中道 116

福島県農業総合センター有機農業推進室（担当 穴澤）

TEL：024-958-1711 FAX：024-958-1730

E-mail：yuuki\_otasuke\_soudan@pref.fukushima.lg.jp

11 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加の資格）の規定に該当しないこと（参考資料）。
- (2) 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける法人格を有する者であること。
- (4) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

12 不適合事項

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画コンペに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 予算を超えているもの。

### 13 契約手続き

本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行う。なお、この手続きに参加したものが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の交渉を行う。

### 14 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出及び説明会参加に関する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用した作品等の権利は福島県に帰属する。
- (3) 当該業務として作成した各種コンテンツは、県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載等を行う場合がある。なお、県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得ること。
- (4) 企画提案に対する規模、効果の数値的目標は設定しないが、コンペで提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- (5) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合は、それと同等の内容や活動に変更することが可能であるが、実施できなかった場合は業務不履行となるので委託料の減額となる可能性がある。